

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者名
住 所 北九州市八幡東区西本町2-10-20
商号又は名称 昇栄株式会社
- 指名停止の期間
令和4年5月10日 から 令和4年9月9日まで（4か月間）
- 事実概要
昇栄株式会社の代表取締役他3名は、建設業法違反の疑いで令和4年4月11日に逮捕された。
- 指名停止の理由
前記事実は、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領別表その2第11号に該当する。
従って、指名停止期間を4か月とする。

【指名停止等措置要領 別表その2 第11号】

措置要件	期間
九州地域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内